

指定日本語教師養成機関について(案)

◆指定に必要な審査項目について

・指定日本語教師養成機関に指定されることで、試験①及び教育実習の履修・修了が免除となることを踏まえると、指定に必要な要素としては、
「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版」(平成31年3月4日文化審議会国語分科会)において示された「日本語教師【養成】における教育内容」に掲げられた必須の教育内容を全て含むものであること。
が求められる。

指定日本語教師養成機関審査項目(案)

①現行の文化庁届出受理機関と同様の審査項目

(※2、3については新しい書類様式で教育内容のより詳細を審査)

1. 機関名称、設置形態、代表者、研修の名称、研修事業の概要(研修名称、理念・目的、沿革、実績)、研修の実施形態(通学制または通信制)、研修の実施場所・環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先
2. コースカリキュラム・シラバス(科目ごとの目標・内容・単位時間数、指導講師、総単位時間数、1単位時間の時間数、教材、日程、実習の内容・実施方法、受講成績の評価の方法、修了要件)、定員、受講ルール・マニュアル、パンフレット等の広報資料、証明書様式、テストサンプル等
3. 主な講師(プロフィール、指導経験等)

②新たに確認が必要となる項目(例)

1. 日本語教師養成研修の実施実績
2. 実施体制、受講者管理体制
3. 財務状況(受講料、教材費、講師謝金等)
4. 教育実習の実施機関及び実施計画、実施実績
5. 第三者評価(自己点検評価)

※上記項目について、定期的な確認・報告が必要

文化庁届出受理研修の取扱いについて(案)

◆文化庁届出日本語教員養成研修機関の概要

- ・「日本語教育機関の告示基準」に基づく「日本語教育機関の告示基準解釈指針」において、日本語教員の要件の一つとして、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」と定められている。
- ・研修機関に求められる要件は以下の通り。

- ・「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版」(平成31年3月4日文化審議会国語分科会)において示された「日本語教師【養成】における教育内容」に掲げられた必須の教育内容を全て含むものであること。
- ・日本語教育に関する研修は、上記報告に示された「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、420単位時間以上(教育実習45単位時間以上を含む)の研修科目が設定されたものであり、研修の内容について文化庁に届出がなされていること。

※通信に関する要件を除く

- ・なお、文化庁届出受理研修機関として届出する場合、次の項目について文化庁が確認することとしている。

1. 研修の実施機関・団体の名称、設置形態、代表者の氏名、研修事業の概要、研修の実施環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先
2. 研修の名称及びそのカリキュラム、シラバス(科目名及び単位時間数、日程、教材、実習の内容・実施方法、総単位時間数、1単位時間の時間数、受講成績の評価の方法、修了要件)
3. 主な講師(プロフィール、指導経験等)
4. 研修の実施形態(通学制または通信制など)

◆文科省指定日本語教師養成機関への移行について

- ・文化庁では、文化庁届出受理機関が届出を行う際、必須の教育内容50項目を全て含むよう指導を行っている。しかし、新たな制度下において、指定日本語教師養成機関となるに当たっては、より詳細に教育内容の審査を行うことが必須であるほか、指定後も一定期間毎に指定機関としての適性を確認することが必要である。
- ・**既存の文化庁届出受理日本語教師養成研修機関については、一部新しい申請様式で再度申請を行い追加審査を受けることで指定日本語教師養成機関となること**ができることとする。